

八次小学校事件 その1

～解同の圧力に屈して主体性を失った行政による人権侵害事件～

昭和62年6月に三次市内の小学校でおきた「八次小学校事件」を今号と次号の2回に分けてお伝えします。八次小事件は同和地区出身の女児が担任へ訴え出た発言をめぐり、解同から圧力を受けた市教委が、学校内で解決しようと主張する教諭を学校現場から排除し、「差別者」として名誉を毀損した事件で、訴訟にまで発展します。「重大な差別事件」と断定して「解同」に提起することを職員会議で提案した同和主担者に対し、「学校内のことだから学校内で自主的に解決していこう。差別事件として外部の運動団体に知らせるべきではない。」と発言した岡田隆行教諭(31才)を激しく非難し暴行も加えます。岡田教諭は職場内での糾弾だけでなく、解同の圧力に屈服した三次市によって「差別者」と決めつけられます。「研修命令」で職場から排除され、さらに三次市と上下町は、同教諭を差別者であり教育者として不適格であるかのように断罪して名誉を毀損する記事を記載した市広報を市内の全家庭に配布した他、同記事を記載した大型ポスターまで作成し、公民館や学校など公的施設に掲示します。解同も岡田教諭を「差別者」と決めつけた集会を各地で開いて岡田教諭を孤立させていきます。名誉を傷つけられ、精神的に著しい苦痛を被った岡田教諭は、三次市と上下町の責任を追及して名誉を回復することと共に損害賠償を求める民事訴訟を両市町を相手どって起こします。

校内で起こったとされる発言、しかもそもそもその発言があったのかなかったのかも不明で、仮に発言があったとしてもそのようなことを解同へ提起しないといけないのでしょうか。「校内で解決しよう」と発言することが「差別者」とされることなのでしょうか。

「解同に提起すべきでない」との一言で「差別者」にされた岡田教諭

八次小事件は、昭和62年6月30日、授業開始前の午前8時40分頃、八次小6年生の同和地区出身の女児A子が「(他の児童が)私に『エタ・非人』『いやちやつた』と担任の掛教諭に訴え出たことに始まります。掛教諭は松本同和主担に報告しますが、同主担から「すぐ事実関係を確認してくれ」と要請を受け、さらに詳しくA子に事実確認を行います。発言の事実とその経過を「判決文」(八次小問題 損害賠償請求事件 判決全文)で「証拠」として記載されたものを《》で示してお伝えします。(原告を岡田教諭等、一部分かりやすくなるよう変えます。)

《A子の掛教諭に対する訴えでは、前から3列目の自分の席に座っていたところ、後ろの方で、誰かがこそそしゃべっており、上記発言は、そこから聞こえてきたが、後ろを向いても誰もおらず、発言者が男か女かもわからないとのことであったこと、同日3時間目の授業前の2度目の掛教諭の確認時

点でも、A子は「だれが言うちやったかようわからん。ほんまにようわからん。ちがうかもしれん。」と回答し、さらに翌7月1日2時間目の3度目の掛教諭の確認時点でもA子はだれが言つたか「ようわからぬ。もういい」と回答していること、ところが、その夜、部落解放同盟八次支部定期大会において、松本教諭とA子の母、同同盟八次支部長とが接触した後の7月2日、しかも、同日の職員朝会で松本教諭が事件の概要を報告し、部落解放同盟八次支部に正式に報告することとなつた後の4度目の確認時点からA子は供述を変更し始め、掛教諭に対し、誰もいないと言つたが、「2~3人だったとおもう。」しかし、誰がいたのかは「ようわからん。」と回答し、さらに同日午後7時ころA子宅を訪ねた掛教諭に対し、初めてB(男)の名前が明らかにされ、これがその後維持されるに至つたことが認められる。

»

A子が掛教諭に「私に『エタ・非人』いうちやつた」と訴え出たのが八次小問題の発端です。しかしその直後の状況確認で、後ろには誰もいなかつたこと、男か女かも分からぬと話しています。翌日の聞き取りでも「ようわからぬ」と3度目の確認に際しても回答しています。

このようにA子に対する発言が現実になされたか否かは判然とせず、発言した者も不明です。しかしこれを松本同和主担は「大変な差別事件だ」と断定し、7月2日の職員朝会で八次支部に正式に報告すると提案します。判決文は松本同和主担が前日の7月1日夜に行われた八次支部定期大会でA子の母と八次支部支部長との接触した後からA子が供述を変更し始めたと記しています。このことからこの接触が重要な意味をもつことが分かります。

7月4日に職員会議を開きます。そこで同和主担者が「重大な差別事件」だとして部落解放同盟八次支部に「提起」することを提案し、討議がなされました。

これに対し岡田教諭は、発言の有無も不明であり事実の存否すら明確でないこと、仮にあったとしても年少な児童の発言であり、教育的配慮を要すること、学内で起きた問題は学校として自主的に解決すべきであり、学外の運動団体である「解同」に提起すべきでないことを主張しました。これが「八次小差別事件」となる発端です。以降、この問題をめぐって度々職員会議が重ねられますが、「校内で解決しよう」「解同に提起すべきでない」と主張する岡田教諭に対して攻撃を激しく行います。これがいかに厳しいものであったか、岡田教諭自身が次のように述べています。

「『学校内のことだから学校内で自主的に解決していこう。差別事件として外部の運動団体に知らせるべきではない。』このひとことで私は『差別者』にされました。2日あけず行われる職員会議、それはさながら私への糾弾会でした。自宅へは抗議文が送り付けられ、脅迫電話や嫌がらせ電話が続く。自動車も何度も壊されました。学校内では村八分のような状態が続き、私へお茶を入れてくれた年配の先生は『解同』派の教師から激しい糾弾を受けました。」

「職場糾弾がピークの頃は、私に対する攻撃は子供を休ませて学校に圧力をかけながらすすめられました。『教師をやめろ』『さもなくば人間をやめろ』ということまでいう」

「手紙や葉書で抗議文が送られてくるわけです。教師のものあれば解放子ども会の子供達のものもありました。とってもかわいい字で、たどたどしい字で、中身はすごいことを書いているんです。封書ならまだいいんですけど、葉書に、絶対に親に見せられない、ものすごい誹謗・中傷が書いてありました。その抗議文は今でも家の隅にダンボール一杯に詰めておいてあります。」

7月10日の職員会議の最中、岡田教諭の発言に激高した松本同和主担が暴行を加え、加療2週間の傷害を負わせるという事件をおこします。職員会議で松本同和主担が「解同」の教育介入を誘導する発言を行ったので、岡田教諭はそれに反対し、「(発言者は)意図的に差別したわけではない。まだ発言者も発言内容もはっきりしていない曖昧なことである。」「子供の人権にかかる。憶測があつてはならない。」と発言したところ、松本同和主担が、「岡田、どこに憶測があるんだ。」と大声を上げながら岡田教諭に詰め寄り、岡田教諭の胸ぐらをつかんで後ろのロッカーに押し倒すという暴行を加えます。岡田教諭は全治2週間を要する左肩関節挫傷の傷害を負います。松本同和主担が左手で岡田教諭の肩を突き放して押し倒したという暴行の事実は、三次市教委が8月末、松本同和主担を「文書訓告」の処分を行ったことや、公判では次のようなことから事実として認めています。

「その会議の終わりころ、『部落出身の』八次小職員の一人が(出身宣言をする中で【岡田先生、肩が痛みますか。(中略)あなたの肩の痛みが、部落民の心の痛みです。】という発言をし)、これに対して松本教諭が拍手した(もっとも、部落出身宣言に対してとのことである)事実が認められる」

「解同」の公教育への介入に岡田教諭は一貫して反対し続けます。その岡田教諭に対して9月以降、様々な攻撃が仕掛けられます。同和黒書1の記述を引用します。

「9月はじめには『解同』八次支部長らが『岡田を処分しろ』と我が子を登校拒否させ学校に圧力をかける。9月末には『解同』幹部を学校内に入れての報告学習会(確認・糾弾会)の強行。岡田先生が暴力事件の真相、『解同』の教育介入への批判を載せて出した学級通信『なかま』を『差別文書』と決めつけ総括をせまる。様々な『解同』系団体からの卑劣な攻撃。教育委員会からの『指導』という名の屈服強要。職員会議からの排除。『解放子ども会』からの抗議行動の組織。岡田先生のクラスの子へ、デマ・中傷を吹き込み、クラスを混乱させる『解同』派教師の策動。職員会議を使っての個人攻撃などすさまじいばかりの攻撃がこの1年間なされました。」

八次小学校と部落解放同盟との「総括学習会」は昭和62年9月24日から4回に渡って行われます。(11月18日、昭和63年2月10日、同年3月17日)。本實校長は岡田教諭に対してこの「総括学習会に出席するよう「職務命令」をその都度発しました。しかし岡田教諭はいずれにも出席しませんでした。

「岡田教諭・日共は差別者」とするキャンペーン

岡田教諭は昭和54年4月に大阪府に教員として採用され府内の公立小に勤務しましたが、実家のある広島県に戻って4年目となる昭和62年4月から三次市立八次小学校で担任教諭として勤務します。岡田教諭は上下町に在住し、「双三・三次地区同和研究サークル」の一員として仲間と研修を深めています。62年6月に今回紹介している事件が発生します。63年4月、理科専科教師となり、児童に教える予定でしたが、4月7日突如、三次市教委教育長から1ヶ月の研修を命じる違法な命令を発せられ、さらに5月7日、引き続き3ヶ月の研修を命じる違法な命令が発せられます。事件後、「教育介入に反対し民主教育を守る会」が結成され、「双三・三次地区同和研究サークル」、全解連、日本共産党と共に岡田教諭を支援し、部落解放同盟の「教育介入」を非難します。これに対して部落解放同盟、北指協(解放子ども会・解放奨学生北部地区指導者協議会)が激しく対立し、集会等で実名を挙げて非難を繰り返します。解同は岡田教諭を差別者として糾弾するキャンペーンを展開します。

「学校内で解決しよう。差別事件として外部の運動団体に知らせるべきではない」と主張する岡田教諭や日本共産党の孤立をねらって、「部落出身の児童が直接『エタ・非人』の差別発言をあびせられた事件にした『真相報告集会』を開き、岡田教諭や日本共産党を非難します。集会は北指協が主催して63年2月13日、2000名が三次市文化会館に結集して行います。広同教、高同教、広教組三次、可部地区支部、高教組三次地区支部が後援しています。「暴力事件をデッチ上げ、八次小学校へ教育介入を続ける日本共産党の手口を暴露する」と大書した集会幕を大ホールにかけ、「差別者日共は介入をやめよ」との横断幕や檄布をはりめぐらしました。集会では松本同和主担の岡田教諭への暴行はデッチ上げられたものであると主張して「暴力事件デッチ上げの手口」と題して「基調報告」し、「松本同和主担が八次小の取り組みと日共の介入を涙ながらに訴え」ます。広同協、広教組三次、高同教も「連帯表明」をします。八次小PTA会長も登壇し「日共の介入をやめさせるために共に頑張ろう」と表明します。A子も子ども会の仲間と共に「決意表明」し、A子の母親も表明を行います。さらに岡田教諭をのぞく八次小学校教職員が全員ステージに立ち、A子の学級担任が代表して決意表明を行っています。(県版881号)

北指協というのは解放同盟北部協の決議にもとづいて昭和47年1月に結成したもので、北部協の地域内にある解同支部の他、学校、公民館によって組織されています。各支部に所属する部落解放子ども会の児童・生徒や解誕生らを運動の担い手、リーダーに育てることを目的にしています。県北の北部協の地域にある保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校に勤務する教職員は強制的に北指協の会員に加入させられ、否が応でも解放教育の推進者に仕立てられます。

「北指協に反対し、会員をやめようとしようものなら、お前は『岡田の味方か』『アカか』『日共か』と徹底した攻撃が加えられるのです。」(校長の死と「日の丸・君が代」)

北指協は、県北を4ブロックに分けた地域で構成しており(高田、双三・三次、庄原・比婆、甲奴)、各市町村からの補助金で運営しています。執行委員会や総会の役員には各ブロックからの代表4名の他、解同北部協役員4名等をもって構成しており解同の役員が入っています。事務所は三次市稻荷町の隣保館に置いています。同隣保館には解同三次市協や同婦人部、同青年部、三次市部落解放婦人研究会、同青年研究会も入っています。

岡田教諭・全解連・日本共産党を封じ込めるための集会

岡田教諭の言動を「差別」だと扇動して孤立させる攻撃はさらに続きます。岡田教諭を支援して活動する全解連や日本共産党を「差別扇動勢力」としてこれらを封じ込めようとしています。その中心となったのが三次市です。三次市が中心になって市内の主だった公的機関や団体・企業を結集して「実行委員会」(人権と教育を守る三次市実行委員会)を結成し、集会を開きます。三次市が主導した実行委員会の結成式に、公民館連合会、三次婦人団体協議会、人権擁護委員会、三次市PTA連合会、社会福祉協議会、民生・児童委員会、青少年育成市民会議、三次企業同和教育推進協議会、市内校長会・教頭会、三次市合同庁舎、解放同盟が参加しています。

6月10日、この実行委員会が主催して「真相集会」(『八次小問題』の真相を伝える市民集会)を三次市文化会館で開きます。開催の目的は、「差別を受けた児童を中心に問題解決に取り組むことを職員会議で決定しているながら、八次小の日共教員が全解連の中野委員長の主張を学校に持ち込み、差別された児童を放置して日共差別キャンペーンを繰り返していることに対して、三次市民の怒りを結集」

することです。「日共へ怒りを結集」することに賛同して参加した者は 2500 名に達し、ホールに入りきれず場外にも人があふれました。開会の挨拶に市公民館連合会の会長が立ちます。その後、日共へ怒りを結集する「連帯」の挨拶を三次市長(助役が代読)が行います。「真相報告」をしたのは市同和教育課長でした。続いて怒りを結集する「決意表明」に市婦人団体協議会会长、市校長会会长、八次小学校教諭が立ち、次々と行いました。講演会も行い、講師として小森解同県連委員長が登場し「人間としての温かい血が流れているなら、差別を受けて必死の思いで学校に通っている仲間の子供について思いを致すことはないのか」と岡田教諭や支援する共産党系の人々を非難します。

こうして八次小問題は、「真相集会」によって、差別事件であるにもかかわらず、共産党が教育介入して問題解決を妨害しているのが「真相」として参加者に伝えられました。三次市内の主だった公的機関や団体・企業が「実行委員会」に組織されていますから影響力は非常に大きく、これに異論を挟むことは困難となりました。「おまえは日共か」との非難や「差別者」とレッテルを貼られてしまうのをそれで、批判や反対意見の主張はできなくなりました。三次市行政が主導して組織した集団によって、自由な言論は封ぜられました。岡田教諭や支援する人々はこうして孤立させられました。

解同の圧力に屈した教育委員会

解同は八次小の他、三次市教委、三次県教育事務所、県教委を糾弾して「市教委の見解」等を出させます。

三次市教委として、事件に対する見解を出せ、と同教委を追及し 62 年11月に「八次小学校差別事件の見解」を出させます。

三次県教育事務所に対しては 3 月 19 日、解同三次市協を中心に同北部地協の各支部員や教職員 300 名を結集して 3 時間にわたって追及します。ここでも部落出身の児童が同級生から「エタ・非人」の差別言辞を直接受けた差別事件であること、岡田教諭が「『暴力事件』をデッテあげ、日共の街宣車を入れ、大量のビラを配布し差別キャンペーンを繰り広げた」ことを事実として始めます。中島解同県連書記局長が「不当な教育介入をなぜ放置してきたのか」と県教委の責任を鋭く追及します。小森委員長によって佐々木所長に次のことを確認させます。解同こそ教育介入なのですが、それをどのような理由をつけて「日共・岡田教諭こそ教育介入」としていったのか、解同の主張を正当化する根拠に何を使ったのか、その手口がよく分かりますので紹介しましょう。

- ① 差別事件の解決は、校区内の保護者、関係団体と密接な関係で進めるものであって、校区外からの関係のない全解連(中野初好氏)の見解を岡田隆行教諭が職員会議に持ち込むことは、教育介入である。
- ② 学校の職員会議の内容を校外へ持ち出すことは、教育推進の障害となり、守秘義務にかかわる問題であり、学級通信を使い自己の一方的主張を伝えたことは、子供を巻き込んだこととなる。
- ③ 「今、エタ・非人なんていないんだ」「部落なんてないんだ」「差別なんてないんだ」という岡田教諭の見解は、「部落差別は単なる観念の亡靈ではなく、現実の社会に実在する」とする同対審答申に矛盾する誤った考えである。
- ④ 八次小学校と部落解放同盟八次支部との連携を不当介入とする岡田教諭の見解は、広島県教委編『同和教育の手引き』(1954 年)に示す「責任ある立場にある者は、自主性にもとづいて、部落解放運動と連携を保ちながら推進する」また、『学校教育の充実と安定のために』(1982 年)に示

す「学校における差別事件の取組みにあたっては、それぞれの地域の部落解放団体との連携の中で、事件の背景や問題性を分析し、今後の方向性を明らかにしていく」に反するものであり、誤りである。

- ⑤ 広島県は『地域改善対策啓発推進指針について』で、批判的見解をすでに明らかにしているように、「その解決には、学校が主体的に関係者と協力して、その差別発言の背景・要因を分析し、同和問題の正しい認識を培っていかなければならない」に反するものであり、誤りである。

追及を受けた県三次教育事務所は、3月22日、岡田教諭のとった行動が誤りとする「八次小問題に対する見解」を公表します。「見解」は「三次市立八次小学校において差別事件が生起し」と、A子へ差別発言があったこととして話を進めています。そして岡田教諭が広島県教委や三次市教委の見解、八次小学校の方針に反した考え方を職員会議に持ち込み、岡田教諭の主張を一方的に集会やビラ配布、街宣活動等で訴えたために、県内外に問題が広がり、学校として問題解決への態勢が確立できず、混乱した状態が続いている、岡田教諭の行動に誤りがあるとしています。3月11日教育事務所が解同から追及された佐々木所長が認めさせられた事柄とほぼ同じです。

「見解」は岡田教諭の差別発言のとらえ方を問題として書き、その理由もあげています。

「○教諭の、職員会議における『今、エタ・非人なんてないんだ』『部落なんてないんだ』という発言や『認識の甘さ、知識の不理解の中で出てきた言葉をいちいち事件として取り上げていいのか』とするとらえ方は、現存する厳しい部落差別を否定するものであり、問題提起をした児童の信条を大切にし、問題解決に取り組もうとする学校の方針に反するものである。」

「学校の方針は、保護者や部落解放運動団体へ問題を提起し、連携して取り組みを進めていこうとするものであるが、○教諭は部落解放運動団体の教育介入を許すことになるとの主張を続け、市教委や学校長の指示に従わなかった」

「(○教諭が発行した)学級通信は教育効果を高めるために保護者との連携を図るものであるが、職員会議の決定や学校の方針に反して、自己の主張のみを載せることは、いたずらに児童・保護者に不安を与える結果となった。さらに、児童の発言内容をそのまま載せることは、まだ部落問題を学習していない児童が賤称語にふれることになり、差別の助長につながる。(後日、学校により回収)」

「○教諭は差別事件をめぐる職員会議の内容を『双三・三次同和教育研究サークル』等に出し、さらに集会等に学校内部の問題を持ち出して訴えるため、他の教職員が発言を警戒するという状況が生じ、意識統一して問題解決にあたる学校態勢に支障をきたしている。このように、職務上知り得たことをみだりに外部に出して欲しくないという願いを無視し、保護者の学校不信を招いている。」

「同和対策審議会答申及び広島県教育委員会は、差別事件の解決及び同和教育連携について、次のように述べている。 ①『同和対策審議会答申』:(地区住民の自発的意志にもとづく自主的運動と緊密な調和を保ち…)。 ②『同和教育の充実のために』(広島県教委):(学校において差別事件が生じた場合は、学校の主体性と責任において事実確認を迅速かつ的確に行い、その内容を究明し、とくに、校長は的確な判断と指導性を発揮して直ちに関係教職員とともにとりくみの方向と態勢を確立し、家庭、関係機関、部落解放運動などとの連携をはかること)。 ③『地域改善対策啓発推進指針について』(広島県教委の見解):(指針では、『児童・生徒の差別発言は、先生から注意を与え、皆が間違いを正し合うことで十分である』とあるが、県は、これに対して批判的な見解を示している。即ち、『その解決には学

校が主体的に関係者と協力して、その差別発言の背景、要因を分析し、同和問題の正しい認識を培つていかねばならない』。以上の観点から、学校の主体性と責任において、地元の部落解放運動団体と連携して差別事件の早期解決に当たることがあるにもかかわらず、教育介入になるという〇教諭の主張はこれに反する。)

要約すると、三次県教育事務所は「見解」で5点を岡田教諭の問題点としてあげます。①岡田教諭の「発言」に対するとらえ方が「学校の方針に反する」こと。②市教委や学校の指示に従わなかったこと。③岡田教諭の出した学級通信は差別を助長するものである。④職務上知り得たことをみだりに外部に出したこと。⑤部落解放同盟と連携を図ることは、同対審答申や県の「同和教育の充実のために」で示した方針でありこれに反している。

三次教育事務所はこの「見解」を、三次教育事務所管内の各小中高校などの関係機関だけでなく、県内の各市町村、教育委員会に送付します。

岡田教諭の排除を要求する解同

岡田教諭は、解同八次支部と連携することに反対し続けました。解同は岡田教諭を嫌悪し、三次市教委に対して岡田教諭の処分や63年4月の異動を要求します。判決文は「証拠」の箇所でこの解同の市教委への要求と、その動向を察知した岡田教諭を支援する側の動きを次のように記しています。

「松本同和主担の岡田教諭に対する暴行により松本同和主担が文書による訓告を受けたのであるから、岡田教諭についても放っておかず何らかの処分があるべきだ、あるいは、原告には永久に教壇に立って貰いたくないといった要求が出されたこと、その後、63年3月19日に至り、小森部落解放同盟広島県連合会委員長から県事務所、市教委に対し、岡田教諭が八次小にいたのでは八次小問題解決のためには具合が悪いとの考え方を背景として、より強い指導を求め、特に、県事務所に対しては、三次県事務所としての八次小問題に関する見解を公表するよう迫った。(その結果、作成されたのが3月22日付県事務所見解である)ため、このような状況に直面した岡田教諭と、「双三・三次地区同和研究サークル」、全解連、日本共産党などの支援団体とは、岡田教諭の処分、63年4月期の他校への異動があるのではないかと警戒してそのようなことのないよう木之上教育長に申し入れ」た。

三次市教委による違法な研修命令

結局、岡田教諭の異動は3月26日の内示ではありませんでした。つまり留任が決定します。しかし信じられないことに解同から圧力を受けた市教委は直後にこれを覆し、岡田教諭に対して4月7日、研修命令を発して八次小から排除します。「教育長及び校長の再三にわたる指導や指示に従わない態度をとっている」ことを発令の理由とします。後の公判で三次市は、「学校経営の方針や施策の推進」「職員会議等の部外秘事項は守る」「学級通信等の配布は校長に無断で行わない」等4点、注意・指示を与えたが、岡田教諭が指導に全く従わなかったためだと主張します。

しかし、留任すると決定していた3月26日の内示を、新年度も始まった始業式の翌日、4月7日に一転して取り消して研修命令を発令します。異常としかいいようがない人事異動です。その間いったい何があったのでしょうか。判決文でその経緯、事実を明らかにします。

「ところが、木之上教育長は、3月31日、密かに県教委に対して岡田教諭の研修を要請し、八次小

始業式当日である翌4月6日、発令を可とする旨の内諾を得、同日午後の県教委による岡田教諭からの事情聴取を経た翌7日朝、本件第一次研修命令が発令された。しかるに、この間、次のような重大な事実がある。すなわち4月4日、部落解放同盟八次支部は、岡田教諭の処遇に不満であり、処分なり、異動なり県教委、市教委のより厳格な処置を求める、ついては児童の休校も辞さないとの意思を木之上教育長に伝えたこと。一方、本實校長は、4月5日、松本教諭から、部落解放同盟は、県教委に対し、岡田教諭の処分を求め、同日明け方まで回答を待ったが、県教委が何らの処分をしないため、抗議の意味で、部落解放同盟の取り組みとして始業式当日である6日から児童を休校させるとの話を聞き、翌6日、その旨を八次小職員朝会において話すとともに、同日、現に一児童が学校を休校して集会所で学習している旨をも話したこと、また、本實校長は、木之上教育長からも本件第1次研修命令を県教委に要請していることを全く知らされておらず、4月6日の職員朝会において、既に決定されていたとおり、当年度岡田教諭が理科専科教諭となることを発表したところ、翌7日朝、本件第1次研修命令が発令されて初めてこれを知ったこと、3月末から本件第1次研修命令まで、岡田教諭は勿論、本實校長も岡田教諭の研修についての意見、希望を聴取されたことはなかったこと。そして、本件第1次研修命令発令後、児童が登校するようになったこと、以上のとおりの事実が認められ、この認定に反する証拠はない。(略)3月26日以降、部落解放同盟が市教委に対し、最終的には児童を休校させるとの強硬手段をとってまで原告の処分を要求したことは、殆ど確実であると認められるのであり、これと右認定の本件第1次研修命令発令との接着性や関連性に鑑みる限り、木之上教育長において、右休校による部落解放同盟との軋轢や混乱を慮り、これを回避するために、原告を一時的に八次小から排除する方便として本件第2次研修が発令されたことが強く推定されるというべきである。»

この経緯を整理すると次のとおりです。解同県連小森龍邦委員長が岡田教諭を八次小から排除しろと要求します。しかし岡田教諭の転勤は3月26日の内示ではありませんでした。不満を持った解同からの糾弾をおそれた木之上教育長は岡田教諭を学校から排除しようと3月31日、密かに県教委に対して岡田教諭への研修を要請します。解同の具体的な動きが4月に入ってきます。4日、八次支部が岡田教諭に処分や異動などの処置をしなければ児童を休校させるという強硬手段をとることを木之上教育長に伝え、実際6日に休校させます。県教委も児童休校の事実を把握したのでしょうか。同日の午前中、県教委は研修を許可する内諾を与え、午後岡田教諭に対して面接を行います。研修命令を発するための形式を整える面接とみてよいでしょう。そして翌7日、研修命令を発令します。本實校長は、八次支部が4月6日に児童を休校させることは松本教諭から聞いていましたが、木之上教育長が県に研修命令を要請していることは全く知らされていませんでした。そのため6日の始業式の日に、岡田教諭が理科専科教員となることを発表します。7日、岡田教諭に対して研修命令が出されました。岡田教諭も校長も研修についての意見や希望については全く聴取されず、知らされないままの発令でした。

「広報みよし」による名誉毀損

岡田教諭に対する三次市の違法行為はこれだけにとどまりませんでした。解同は三次市教育委員会に対し、「八次小事件のあらまし」として解同の運動の正当性をポスターにして公表しろと迫ります。解同の圧力に屈した三次市は63年4月14日、同市が主導して「実行委」(人権と教育を守る三次市実行委員会)を結成し、「実行委」の名において、5月3日、岡田教諭の名誉を毀損する「実行委見解」(『八次

小問題』にかかる差別扇動行為に対しての人権と教育を守る三次市実行委員会の見解)を公表します。三次市はこの「実行委見解」をポスターに印刷した他、三次市が発行する「広報みよし」に「実行委見解」を掲載して特集号(広報みよし八次小学校問題特集号)として発行して市内全戸に配布します。「広報みよし」には、八次小で起きたことを差別事件と決めつけて、岡田教諭が差別者であり、教育者として不適格であるかのように断罪して名譽を毀損する記事を掲載します。「広報みよし」は岡田教諭を差別者としていったいどのように記載したのでしょうか。岡田教諭側が名譽毀損にあたるとして出した訴状の「理由」から引用してお伝えします。

本件広報みよし第一、二面には「被差別部落出身児童 A 子さんに対し、『えた・非人』という賤称語を直接あびせるという差別事件が起き」、八次小は「賤称語をあびせられ深く傷つき悩む児童の心情と願いを受け止め、問題解決に向けた取り組みを始め」た。ところが『問題ではない』『差別ではない』『取り上げる必要はない』と、誤った一方的な主張を一教師(O 教諭)が今日に至るまで執拗に繰り返すため、八次小学校の教育は混乱し、学校態勢の確立に大きな弊害をきたし」た、「また、O 教諭は校外においても、教育公務員としてのあり方を逸脱し、一政党、一部外部団体とともに、三次市内はもとより県内にまで17種類にも及ぶ差別ビラをばらまき街頭宣伝などによる差別扇動を行うため、問題解決を極めて困難にしてい」とか、さらに、「深く傷つきながら訴え出た A 子さん」「児童の心情を踏みにじる一教師」との見出しのもとに、岡田教諭が「A 子さんの保護者や関係機関への連絡すらはばむ言動にで」とともに、「『部落なんてないんだ』『差別なんてないんだ』という考え方で、賤称語をあびせられた A 子さんの訴えに対しても『差別ではない』『問題でない』『取り上げる必要はない』と誤った主張をし傷つき悩む A 子さんの心情を踏みにじりました。」「7月10日の職員会議において O 教諭は、A 子さんが訴え出た事実すらもみ消そうとする態度に出ました。」、「教育公務員としてのあり方を問われる問題」との見出しのもとに、「O 教諭の問題点は、誤った一方的主張と子どもの人権にかかる職員会議の内容をみだりに外部に漏らしていることです。」、「保護者の願いも届かずさらに続く教育混乱」との見出しのもとに、岡田教諭が職員会議の内容を外部に漏らしたため、「子どもたちの教育を進めることにも大きな支障をきたし」「八次小学校区はもとより、市内をはじめ県内外へと、誤った事実が広められました」といった記事がある。また、本件広報みよし最終面には、実行委見解が掲載され、同見解中にも右前段部分とほぼ同一の記事がある。

八次小事件を明白な差別事件と断じ、岡田教諭を差別者であり、教師不適格であるとの烙印を押した「実行委見解」を載せたポスターは5000枚制作して、内700枚が公衆の目に触れるよう三次市役所、市内の小・中・高等学校及び公民館等の公共施設の掲示板に貼付し、残り3000枚は県内の多くの市町村に貼付を依頼して送りました。ポスターの下部には町内ほとんどの団体を網羅した30にも及ぶ団体を支援団体として記載します

岡田教諭の研修は 1 ヶ月では終わりませんでした。三次市は5月7日、岡田教諭に対し「教育公務員としてなお、研修を継続する必要があると認められる」との理由で3ヶ月間の研修を命じる違法な第 2 次研修命令を発します。岡田教諭は引き続き学校現場から排除され続けます。しかも市は研修会場にいる岡田教諭のところへ解放同盟員が来てののしるという到信じられない行為を許しています。岡田教諭は「解同が研修の場にやってきて、さんざんののしつて帰つて行く。つらかったです。」と心情を述べ

ていることから明らかになっています。

研修命令を不服として提訴

岡田教諭は第2次研修命令を不服として、5月20日、研修命令の処分取り消しと執行停止を求めて広島地方裁判所に提訴します。訴えられた市教委は慌てます。市教委は7月6日、木之上教育長を通じて岡田教諭を現場に復帰させると引き換えに訴訟を取り下げるよう要請します。教育長と面談した岡田教諭は、名誉回復措置がとられるのであればこの申し出に応じてもよいと回答します。岡田教諭は3点、要望をします。

「①何らかの方法で岡田教諭の名誉回復の措置をとること。②学校への復帰に当たっては、理科専科教員としての勤務が容易にできるよう配慮する。③名誉回復措置がとられた場合は、岡田教諭は研修期間中の精神的、身体的苦痛については主張しない」

木之上教育長は、翌7日午後回答する旨約束し、7日、木之上教育長は岡田教諭が要望する3点を受け入れました。しかし一方で岡田教諭に対して「学校経営に協力する」よう求めます。結局、7月9日をもって研修命令を取り消して現場へ復帰、その上で行政訴訟を取り下げるという合意を岡田教諭とし、文書を作成します。

「訴訟の取り下げが急を要すると判断し、研修の中止とした。とりあえず職場へ復帰し、名誉回復、職場への受け入れなど誠意ある実行を示していきたい。岡田教諭は教委の誠意ある実行に応じる。」

なぜ三次市教委は研修を中止し、代わりに訴訟を取り下げるのを要請したのでしょうか。

三次市教委が岡田教諭に訴訟の取り下げを要請した背景を、同和黒書は次のように記しています。

「被告の座に立たされた市側は、誰がみても勝てる裁判でないことが明らかとなるにつれて、220万円といわれる弁護士費用を議会に拒否され、訴訟回避が上策と考え」た。

三次市教委の背信

ところが7月8日、甲山町での解同県連と三次市教委との団交の席上、八次小学校問題で岡田教諭の研修期間短縮の意向を聞いた「解同」側は、「当事者抜きの決着とは何事か」と激怒し、市教委を追及します。市教委は返事に窮し、翌9日に出す予定であった研修取り消し命令を発令することができなくなり、研修期間短縮の決定を延期します。困り果てた教育長らがとった行動は、奈良県に滞在中の小森龍邦解同県連委員長を訪ねることでした。福岡市長、市議会議長、教育長が9日、小森に研修中止の了承を求めるため、公用車を走らせます。

翌7月10日、木之上教育長は岡田教諭と協議します。協議の際、三次市は「名誉回復なども広報を使ってやらせてもらう」と約束しますが、それと同時に教育長は岡田教諭に、学校経営の協力について「八次小学校の学校運営に協力していきます。」「岡田先生の出席のもと、以上のことを確認しました」旨の確認書を示し署名することを要求します。教育長の他、同席していた本實校長らはこれに署名しましたが、岡田教諭は署名を拒絶します。岡田教諭が拒否したのは「学校運営に協力」するという文言が、

「それまでの岡田教諭の態度を反省して改め、八次小問題を差別事件として解同と連携して取り組む趣旨である。」

と、岡田教諭の方に非があったと反省し、解同と連携することも認めたというふうに利用されると懸念したからでした。岡田教諭は署名を拒絶しました。しかしどもあれ市教委は11日に研修命令を取り消して

岡田教諭を現場に復帰させました。そのため岡田教諭は訴訟を18日に取り下げます。

解同県連は研修中止に激怒します。解同は三次市の研修中止に抗議して「日共の悪らつなる策動を断固粉碎するため三次市長をはじめ三次市議会議長、教育長交渉」を求め、7月19日に糾弾します。三次市に対する糾弾は8月2日にも行い、「岡田を教壇に立たせるな」という要求を突きつけます。それを受けでどうか、県教委は8月末、八次小に1名、加配教員を付け、岡田教諭を9月から教壇に立たせない動きをしています。解放新聞県版 921号には、「八次小学校問題の真相 II」と題し、「2学期からは、教員を1名増員して、岡田教諭の授業と行動を監視・監督を校長、教頭が行い、児童への実害を最小限にしている」と記しています。

残念なことに、岡田教諭の懸念は的中します。三次市教委は岡田教諭に対する名誉回復措置をとらないばかりか、逆に9月2日、岡田教諭の名誉をさらに毀損する文書「八次小学校の確立を願って」を八次小の教職員に配り、翌3日には「八次小学校の充実を願って」と題する文書を八次小保護者宛に発行します。「確立を願って」は市教委が作成した文書を八次小教職員に配って検討を委ねたものです。その文書を修正して作成したものが「充実を願って」です。

「確立を願って」には、岡田教諭が学校運営に対する態度に問題があるから研修を命じ、さらに3ヶ月延長したが、反省する態度がみられるようになったから研修を打ち切った旨、一方的に岡田先生に問題があるように書いています。

「岡田教諭に対して教育公務員としてのあり方を問い合わせ、4月7日から1ヶ月の研修を命じ研修を行いました。しかし、学校態勢の確立を困難にしたという本人の反省は著しく乏しい状況にあり、よって5月7日から3ヶ月間の研修を新たに命じ本人の反省を促していました。」「その結果岡田教諭は、『円満な学校の教育態勢に協力する』『あの先生に話したら、私の気持ちが分かってもらえるのでは、という気持ちを子供達が抱いてくれるような教師にならなければ…』等と述べるようになり、このことは、教育公務員として反省したものと判断し7月11日をもって研修を打ち切りました」と記載します。「充実を願って」も同様に

「その結果岡田教諭は、『八次小の学校運営には協力していきます。』と述べるようになり、このことは、教育公務員として反省したものと判断し、7月11日をもって研修を打ち切り、八次小へ復帰させました。」「岡田教諭への研修課題が具体的実践の場で生かされるよう指導態勢を確立しながら2学期を迎えたのです。」

と記載します。三次市教委による酷い仕打ち。同市教委は岡田先生に対する名誉毀損の態度を一向に改めなかつたのです。

岡田教諭が在住する上下町も平成元年2月、岡田教諭の名誉を毀損する「広報じょうげ」を発行し、町内全戸に配布します。

続く差別キャンペーン

北指協は平成元年3月24日、三次市内の農協会館ホールに約700名を結集し、岡田教諭や日本共産党を非難します。小森県連委員長は集会で、岡田教諭を支援する日本共産党が3月11日に開いた集会を「わずか150人で集会を開き、自ら影響力のないことを証明した」などと、共産党と岡田教諭が孤立化を深めていることを印象づける主張をします。松本同和主担も登壇して次のように述べたと記しています。

「真相報告をした松本信司八次小教諭は『(岡田教諭は)昨年 4 月から研修命令を受け 7 月に職場復帰したが、その直後岡田教諭は「いま、まさに夜明けだ」という差別手記を出版しているが、この中には子どもの姿は 1 行も書かれておらず、差別を商いにするものだ』と批判した」(県版 936 号)

解放同盟や北指協の組織力をさまざまと見せつけた集会です。もし盾突けば岡田教諭のように「差別者」にされるという強い恐怖心を抱くには十分でした。

平成元年 4 月、岡田教諭は八次小から神杉小学校へ転勤となりました。わずか 2 年で異動というのは普通ではありません。岡田教諭は事実上、八次小から排除されました。(続く)